

令和6年6月犬山市議会定例議会会議録

第7号 6月26日（水曜日）

◎議事日程 第7号 令和6年6月26日午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 発言の取消し
- 第3 第46号議案から第55号議案まで
及び諮問第1号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第4 愛知県尾張水害予防組合組合会議員の選挙について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 発言の取消し
- 日程第3 第46号議案から第55号議案まで
及び諮問第1号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 日程第4 愛知県尾張水害予防組合組合会議員の選挙について

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大 鹿 真 君
主 査	石 黒 絵 美 君	主 査 補	高 橋 万祐子 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が3件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 発言の取消し

◎議長（柴田浩行君） 日程第2 発言の取消しを議題といたします。

6月18日付にて、8番 小川清美議員から、犬山市議会会議規則第64条の規定に基づき、6月7日の本会議の一般質問において、誤解を招くおそれがある発言があったため、配付しました申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。小川清美議員の発言の取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） ご異議なしと認めます。小川清美議員からの発言取消しの申出を許可することを決定いたしました。

日程第3 第46号議案から第55号議案まで及び諮問第1号

◎議長（柴田浩行君） 日程第3 第46号議案から第55号議案まで及び諮問第1号を一括議題とします。

常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、岡村総務委員長。

〔総務委員長 岡村君登壇〕

◎総務委員長（岡村千里君） 総務委員会の審査報告を、お手元の審査結果報告書の朗読をもつてかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、小川建設経済委員長。

〔建設経済委員長 小川君登壇〕

◎建設経済委員長（小川清美君） 建設経済委員会での審査結果を、お手元に配付の結果報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和6年6月26日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

総務委員長

岡 村 千 里

審査年月日 令和6年6月20日

令和6年6月21日

場 所 第1委員会室

出席委員 令和6年6月20日 5名（全員）

令和6年6月21日 5名（全員）

付託議案

第46号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する附属機関関係）

第51号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第53号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第54号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 総務委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費

8款 消防費

第2条の第2表 債務負担行為補正

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

6月17日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第46号議案、第51号議案及び第54号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第53号議案については、全員一致をもって原案のとおり同意、諮問第1号については、全員一致をもって適任とすべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

なお、第54号議案の「自治体ライドシェア事業」について委員間討議を行ったところ、本委員会の所管事務調査事項「地域公共交通について」の調査の中で注視していくことで意見の一致を見ました。

民生文教委員会審査結果報告書

令和6年6月26日

犬山市会議議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

審査年月日 令和6年6月20日

場 所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第46号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（民生文教委員会の所管に属する附属機関関係）

第47号議案 犬山市文化財保護条例の一部改正について

第48号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第52号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第54号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳出 3款 民生費

4款 衛生費（1項保健衛生費）

9款 教育費

第55号議案 令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

6月17日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第46号議案から第48号議案まで、第52号議案及び第54号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第55号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和6年6月26日

犬山市議会議長

柴田 浩 行 様

建設経済委員長

小 川 清 美

審査年月日 令和6年6月20日

場 所 第3委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第46号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（建設経済委員会の所管に属する附属機関関係）

第49号議案 犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第50号議案 犬山市下水道条例の一部改正について

第54号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳 出 4款 衛生費（3項清掃費）

7款 土木費

6月17日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第46号議案、第49号議案、第50号議案及び第54号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

16番 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私は以前より委員長報告、犬山市議会の委員長報告、簡単すぎるなと思っていたんですけど、岡村委員長にお伺いします。総務委員長にお伺いしますが、総務委員会だけはちょっと最後のほうに付けてあります。なお、第54号議案の自治体ライドシェア事業云々ということですね。僕はこれ本当にいいことだと思います。ただ、これっていわゆる附帯決議なんですか。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の答弁を求めます。

岡村総務委員長。

◎総務委員長（岡村千里君） 附帯決議ではありませんで、ただこのことに、自治体ライドシェア事業については本会議でも様々な質疑が行われましたし、今後の課題として、委員会で

もししっかりと捉えて注視していくということで、このような文章を付けさせていただきました。

◎議長（柴田浩行君） 16番 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） この中でポイントになる単語「注視」なんですけど、具体的にどういった形で注視していくのか、それは決められましたでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

岡村総務委員長。

◎総務委員長（岡村千里君） この文章の中で、どれだけ細かく書いていくのかということにつきましては、あまり具体的にすると、それこそ附帯決議のほうがいいのではないかとということで、これは所管事務調査で、これから計画していくということで、具体的なところはまだ決めてはおりません。

◎議長（柴田浩行君） 他に発言はございますか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

第55号議案に対する討論を行います。

11番 岡 覚議員。

〔11番 岡君登壇〕

◎11番（岡 覚君） 11番、日本共産党犬山市議団、岡 覚です。私は、第55号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論をいたします。

反対する理由を大きく3つに分けて述べたいと思います。

1つは、取得は任意でスタートしたマイナンバーカードの問題点についてであります。

2点目は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する事業の問題点であります。

3点目は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するに当たり、その事務と負担を市町村に押しつける問題点についてであります。

最初に、取得は任意でスタートしたマイナンバーカードの問題点の中で、2つに分けて述べたいと思います。

1つは、マイナンバーカードを巡るトラブルが多発していることであります。

昨年6月の時点でまとめた主なトラブルに関して述べたいと思います。

①コンビニサービスにおける誤交付が多発いたしました。自治体の証明書コンビニ交付サービスにおいて、全く別人の住民票や戸籍のうち、さらには抹消済みの印鑑登録までが誤って発行されるトラブルが、横浜市5件発生を皮切りに、足立区、川崎市、さいたま市などで相次いで起きた19件、そして、19件は富士通 J a p a n 社システムの導入自治体123自治体からであります。

②として、マイナ保険証に別人情報がひも付けられた。7,372件の誤登録が判明し、他人の情報を閲覧したケース10件もありました。

③公金受取口座誤登録、マイナンバーに別人の口座が登録されされたのが940件、子ども

のナンバーを親の口座にひも付けられたのが約13万件、これは政府は、マイナンバー制度は、世帯で見ない、親も子も別々だと言っていましたけれども、デジタル庁が説明を十分してこなかったことによるものであります。

④マイナポータルで別人の年金記録の閲覧、カードで利用する個人専用サイトのマイナポータルで他人の年金記録を閲覧できる状態だった。共済組合での別人のマイナンバーに年金情報を誤登録したことによる。

⑤マイナンバーと障害者手帳情報のひも付けミス、静岡県で他人の障害者手帳の情報がマイナンバーに登録されていたケースが少なくとも62件確認された。また、鳥取市で1件確認された。

⑥マイナポイント別人付与、131自治体、172件。

⑦マイナンバーカード別人交付、自治体が同姓同名の別人にカードを交付し、受け取った人はそのカードでマイナポイントを申請していた等々がありますが、今後もこうしたヒューマンエラー等によるトラブルは続くということが、確認されています。

2点目は、介護支援を中心とする高齢者や障害を持つ方々が、マイナンバーカードの取得や利用から事実上排除されている問題が浮き彫りになってきています。こうした問題は引き続き大きな問題となっていきます。

2点目に、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する事業の問題点について述べたいと思います。

1つは、保険証廃止とマイナ保険証への一本化によって、無保険者が大量に発生するという事実であります。マイナ保険証の大きな問題だと思っています。

2点目は、マイナンバー法等改正案の最大の問題は、無保険扱いを大量に生み出すことが避けられないことであります。無保険者が大量に発生すると想定されるのは、5年ごとのカード更新の時期です。申請していただくのが基本だと述べられている中で、こうした問題は避けて通れないということになります。そして同時に、マイナンバーカードと同様に、障害者さらには高齢者が弾かれていくという問題があります。

国会の参考人質疑でこんな問題が起きました。参考人として呼ばれたのが竹田智雄、全国保険医団体連合会副会長、家原悟、そして障害者の健康と権利を守る全国連絡協議会の事務局長など3人ですが、介護施設の83%が利用者、入居者の保険証を管理している実態が示されています。そして、重い障害を持つ方は、マイナ保険証を取得するためにカードを申請する段階から排除されている実態について、顔写真の背後に車椅子のヘッドレストが写っていたので却下された、全盲で病気のため黒目がない人でも黒目が写っていないので、撮り直しなどの事例が紹介されています。こうした問題点は、さらに深刻になっていくと思います。

3、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するに当たり、その事務と負担を市町村に押しつける問題点であります。

今回の第55号議案に関連して、全員協議会資料の28ページ、29ページでは、国からの補助金が1,100万円余が交付されますが、しかし、この様々な事務において、一般会計の繰入金、犬山市独自で見なければならぬ金額も177万8,000円が示されています。

これだけではなくて、実際にこれに当たる職員の人件費、これは大変な金額になると思い

ます。この間、質疑の中では、2人が専門にこの業務に当たるという説明がありました。プラス、周りの多くの職員がこれに協力していくという答弁がありました。自治体の負担は大変なものだというふうに思います。こうした押しつけによって、マイナ保険証が進められたとしても、これを持たない保険者が多く生まれます。

私は一番危惧していますのは、様々な形でマイナンバーカード、マイナ保険証の取得の押しつけが強まり、これが人権侵害につながっていくおそれが出てくることだと思っています。

もともと任意でしか進められなかったマイナ保険証であります。もともと国家権力が国民全てにナンバーを付けて管理をしたい。そして、アルバイトを含めて副業等々からの収入にもきちんと課税したいという思いがありました。

調べてみますと、こうした国民にナンバーを付けたいというのが、1968年の佐藤栄作内閣の時代に始まりました。私はちょうど学生時代でした。1970年にこれに対する反対世論が大きく巻き起こったことを覚えています。国民総背番号制度と言われました。そして、大きな国民の反対世論の中で、これは頓挫いたしました。

その後も、政府は、納税者番号制度というものも持ち出して、番号を振ろうとしましたが、これも国民の反対の中で頓挫いたしました。

2002年から住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットがスタートいたしました。これも国民や自治体の反発が強いものでした。

こうした背景で生まれたのがマイナンバーカードでありまして、これは全国民にナンバーを振ることには成功しましたが、マイナンバーカードの取得については任意だというのが、こういう歴史的な国民世論の中で生まれたことであります。

任意でスタートしながら、押しつけていく中での様々な人権侵害がこれから起こってくる、そして現に起きている、こういう事実にとしっかりと目を向けていかなければならないと思います。

私は係る観点から、マイナンバーカードのもともとの問題点、そして、これを健康保険証と一体化する事業、マイナ保険証で進めるということに対する問題点、そして地方自治体がこれに組み込まれて、自らの人件費を含めて、支出が課題になっていく問題点を述べ、反対を表明します。

ぜひ皆さんのご賛同をお願いし、私の討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、4番 光清 毅議員。

〔4番 光清君登壇〕

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第55号議案、犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

マイナンバーカードの是非につきましては、いろいろな考え方や、議論があることは承知していますが、既に関係法令は改正されており、国は今後、医療DXを推進するための前提として、マイナ保険証の利用を進めています。

こうした状況の中、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は、今年の12月2日以降、新規の発行が終了することは、皆さんご存じのとおりです。

そこで、市では12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方が、引き続き、保健医療を受けることができるように、健康保険証に代わる資格確認書を発行、送付するとのことです。合わせて、マイナ保険証を持っている方が、被保険者資格を簡易に把握できるように、資格情報のお知らせを、さらに、全ての保険加入者にマイナカードと保険情報のひも付けに誤りがないことを確認するための加入者情報のお知らせを発行、送付するとのことです。

こうした事業を進めてもらうことで、国民健康保険加入の市民の皆様、特に、マイナ保険証をお持ちでない方にも、引き続き不安なく、医療を受けていただくことになるのではないのでしょうか。

今回の補正予算に計上された経費は、12月2日以降の新たな体制へスムーズに移行し、マイナ保険証を持たない方についても、医療受診が滞らないように手だてをするためのものであると私は理解しております。

今、全国の自治体で同様の事業が進められており、これを認めなければ当市の市民生活に非常に大きな影響が出るのが考えられます。したがって、今回の補正予算は必要な事業費であり、繰り返しになりますが、市民の皆様が安心して医療が受けられる整備体制を進めることになると思います。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第46号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案、犬山市文化財保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第49号議案、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案、犬山市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案、犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、第53号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第55号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立多数。ご着席ください。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、諮問第1号は適任とされました。

日程第4 愛知県尾張水害予防組合組合会議員の選挙について

◎議長（柴田浩行君） 日程第4 愛知県尾張水害予防組合組合会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

続いてお諮りいたします。指名につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、議長において指名することに決しました。

大澤誠治さん、ビアンキ恵子議員、鈴木伸太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名を愛知県尾張水害予防組合組合会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名が、愛知県尾張水害予防組合組合会議員に当選されました。

当選されました、ビアンキ恵子議員、鈴木伸太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

大澤誠治さんは議場におられませんので、当選の告知については後日、本人に通知いたします。

以上で、6月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日6月27日から7月25日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和 6 年 6 月犬山市議会定例議会を閉じます。

午前10時35分 散会

本議会の顚末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第46号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第47号議案	犬山市文化財保護条例の一部改正について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第48号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第49号議案	犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第50号議案	犬山市下水道条例の一部改正について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第51号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第52号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第53号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	令和6年. 6. 3	同 意	令和6年. 6. 26
第54号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
第55号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	令和6年. 6. 3	原案可決	令和6年. 6. 26
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	令和6年. 6. 3	適 任	令和6年. 6. 26
陳情第2号	最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——
陳情第3号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——
陳情第4号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——
陳情第5号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
陳情第6号	保育所職員の人材定着・確保のため 保育士配置基準と公定価格を抜本的 に改善し、離職しない保育職場の実 現を求める意見書の提出を求める陳 情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——
陳情第7号	介護・障害福祉職場の1人夜勤をな くし、複数配置を基準とすることを 求める意見書の提出を求める陳情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——
陳情第8号	「1年単位の変形労働時間制」導入 のための条例制定ではなく、教職員 の長時間過密労働解消のための施策 を求める意見書の提出を求める陳情	令和6年. 6. 3	拝聴しました	——